

九州大学オープンアクセス方針

平成 28 年 1 月 19 日 教育研究評議会決定

(趣旨)

- 1 九州大学（以下「本学」という。）は、九州大学学術憲章に基づき、開かれた大学としてその研究成果を学外に開示し、人類と社会に貢献する学術研究の国際的拠点となることを目指す。この理念のもとに、九州大学オープンアクセス方針を定める。

(定義)

- 2 本方針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 公的研究資金とは、競争的研究資金、公募型の研究資金および運営費交付金等をいう。
 - (2) 研究成果とは、出版社、学協会、学内部局等が発行した出版物に、学術雑誌論文、会議発表論文、および紀要論文として掲載された学術情報をいう。

(研究成果の公開)

- 3 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）の公的研究資金を用いた研究成果（以下「研究成果」という。）を九州大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

(適用の例外)

- 4 前項にかかわらず、著作権等のやむを得ない理由により公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を非公開とすることができる。

(適用の不遡及)

- 5 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(研究成果の提供)

- 6 教員は、研究成果について、できるだけすみやかに、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に無償で提供する。なお、本方針の定める研究成果以外の成果物についても自発的に提供する。

(リポジトリの運営)

- 7 リポジトリの運営に関わる事項は、「九州大学学術情報リポジトリ運営指針」に基づき取り扱う。

(検証)

- 8 本学は、本学のオープンアクセスがその趣旨に照らし有効に機能しているか、絶えず検証する。

(その他)

- 9 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。